

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 12. 12	R5. 12. 20	政治団体〇〇 令和3年分収支報告書に併せて提出された領収書等の写しのうち、支出日：令和3年〇月〇日、金額：〇〇円、支出先：〇〇のもの	1	1					1								・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
2	R5. 12. 13	R5. 12. 20	政治団体〇〇 令和2年分～令和4年分収支報告書に添付して提出された領収書等の写し	7	1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 担当者氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
3	R5. 11. 6	R5. 12. 20	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和元年～令和3年）（4団体）	1	1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
4	R5. 12. 10	R5. 12. 21	政治団体〇〇から提出された令和3年分の収支報告書で、「〇〇」を寄付先とする寄付金支出（2件）に添付されていた領収書の写し			1												・東京都情報公開条例第11条第2項 政治団体〇〇は活動区域が二以上の都道府県にわたる、総務大臣届け出の団体のため、公文書を既に総務省へ送付しており存在しない。	選挙管理委員会事務局総務課
5	R5. 12. 14	R5. 12. 27	令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書、領収書（6名） 令和5年6月4日執行東京都議会議員補欠選挙における選挙運動費用収支報告書、領収書	1	1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R5. 12. 14	R5. 12. 28	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和 2 年～令和 4 年）（8 団体）	1	1					1		1						・東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
7	R5. 12. 14	R5. 12. 28	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和 2 年～令和 4 年）（15 団体）			1												・東京都情報公開条例第 1 1 条第 2 項 請求のあった公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在していないため。	選挙管理委員会事務局総務課